コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人人と動物の共生センター(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に 受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

- 第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス担当職員

(コンプライアンス担当理事)

- 第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。
- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括 部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス担当職員)

- 第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事と連携し、コンプライアンスに関する以下の 職務の遂行にあたる。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) コンプライアンス違反事件に関する情報公開
 - (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(理事会におけるコンプライアンス施策の検討)

第6条 コンプライアンス担当理事は、毎年1回以上、理事会においてコンプライアンス施策についての報告を行い、その方針について、他の理事とともに検討しなければならない。

2 コンプライアンス担当理事は、必要があると認めるときは、コンプライアンス施策を検討する理事会ををいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

- 第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事もしくはコンプライアンス担当職員に報告する。コンプライアンス担当職員は報告があった場合は速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(懲戒等)

- 第8条 職員が第7条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、理事会が決議し、理事長がこれを行う。

(改廃)

第9条この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年1月26日から施行する。(令和2年1月26日理事会決議)